- 3. 関連する状況 (1) 安全性の評価
 - 遺伝子組換え農作物の安全性については、経済協力 開発機構 (OECD)、コーデックス委員会、カルタへ 丁議定書等において共通した基本的考え方が示されて おり、日米欧とも、それに基づき食品、飼料、環境影 響に関する安全性について、科学的な知見を踏まえて 評価し、安全性が確認されたもののみ生産・販売をで きる仕組みを構築・運用。

○ 具体的には、我が国では<u>食品衛生法、飼料安全法及びカルタへナ法等</u>により、科学的評価を前提にした承認の枠組みが確立。

○ 海外で開発された遺伝子組換え農作物も含め、カルタヘナ法に基づき承認を受けたものは、1 1 作物・林木、8 8 件で、そのうち国内で一般栽培が可能なものは6 作物、3 7 件(平成 1 9 年 5 月)。

○ 安全を確保するための仕組み

生物多様性の確保

関係6省(環境省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、 経済産業省)

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法))

リスク評価: 学識経験者からの意見聴取 (生物多様性影響評価検討会)

食品としての安全性

厚生労働省(食品衛生法)



リスク評価: 食品安全委員会

飼料としての安全性

農林水産省(飼料安全法)



リスク評価: 食品安全委員会 (飼料を通じた食品の安全性)

食品の表示

厚生労働省(食品衛生法)

農林水産省 (JAS法)

表示基準の制定(遺伝子組換え食品に係る義務)

(2) 栽培実験指針等

- 農林水産省所管の独立行政法人試験研究機関が遺伝 子組換え農作物の野外栽培実験を行う場合は、当該農 作物が全ての安全性確認を経ていない状況を踏まえ、 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に基 づき、研究所周辺の理解が得られるよう、一般作物と の交雑・混入防止や情報提供に努めている。
- 各独法機関は、指針の遵守はもとより、<u>一層の理解</u> を得る観点から、周辺住民に対する説明会等の開催方 法に工夫を凝らすなど独自の取組みを実施。
- なお、一部の地方自治体では交雑・混入防止のため の独自の条例等を制定。

第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の概要

| 趣旨

農林水産技術会議事務局では、所管の独立行政法人が実施する遺伝子 組換え作物の野外栽培実験について、国民の理解の下で円滑に実施する 観点から、<u>周辺栽培作物との交雑・混入防止や情報提供等を内容とする</u> 栽培実験指針を定め、独立行政法人を指導している。

|| 概要

- 1 栽培実験の実施
 - (1) 栽培実験計画書の策定 栽培実験の目的等
 - (2) 交雑防止措置
 - ア 隔離距離による交雑防止措置

① 隔離距離

	栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離
	イネ	3 0 m
	ダイズ	1 0 m
	トウモロコシ	600mまたは防風林がある場合は
-	(食品安全性承認作	3 0 0 m
	物及び飼料安全性承	
	認作物に限る。)	
	西洋ナタネ	600mまたは花粉及び訪花昆虫
	(食品安全性承認作	のトラップとして、栽培実験対象作
	物及び飼料安全性承	物の周囲に、1.5m巾の非組換え
	認作物に限る。)	西洋ナタネを開花期間が重複するよ
		うに作付けた場合は400m

- ②食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない イネ及びダイズについては、モニタリング措置を実施
- イ 隔離距離によらない交雑防止措置 開花前の摘花、除雄又は袋かけ等
- (3) 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置
- 2 栽培実験に係る情報提供

栽培開始の1ヶ月前までの計画書の公表、説明会の開催等

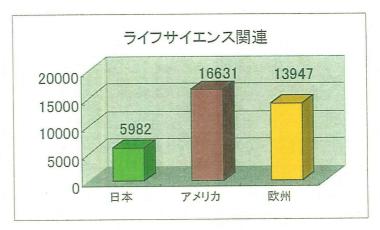
3 栽培実験に係る管理体制の整備

栽培実験責任者の指名

(3) 知的財産

- イネゲノム情報を基に、遺伝子の特許化による知的 財産の囲い込みが世界の趨勢。
- イネゲノム研究成果を生かしつつ、<u>有用遺伝子や基盤技術等について特許化</u>を図り、遺伝子特許を活用したビジネスチャンスを創出することは、我が国の知的財産戦略上極めて重要。
- 農林水産省としても、今後イネゲノム研究の基盤情報を活用し、有用遺伝子の特許出願を推進。

具体的には、消費者の志向に合致した減農薬栽培を 実現する複合病害抵抗性品種や、日本を含む東アジア における重要害虫であるトビイロウンカ抵抗性品種 等。 ○ 日本、アメリカ、欧州における特許登録件数の比較 (2005年)



出典:特許庁 重点8分野の特許出願状況調査

(4) 国民の意識

○ 我が国においては、ダイズ、飼料用トウモロコシ、 ナタネ等の遺伝子組換え農作物を大量に輸入している 一方、消費者、生産者等の多くが、遺伝子組換え農作 物を食べることや、生態系への影響、一般作物等との 交雑・混入に対して不安感。

○ 一方で、環境に改善に効果があるなど、国民にとっての利益が実感できるものについては受容の可能性。

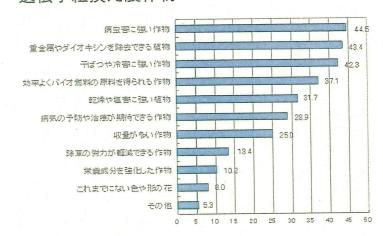
○ 遺伝子組換え農作物等の実用化のためには、<u>国民理</u> 解が必要不可欠。

○ 食の安全性に関する意識調査(国政モニター調査)



資料:国政モニター課題報告「食の安全性に関する意識調査」 (内閣府食品安全委員会 平成 15 年 12 月実施 国政モニター 550 名対象: 回答 326 名)

○ 今後研究開発に力を入れて取り組むべきと考える 遺伝子組換え農作物



資料:遺伝子組換え作物等に関する WEB 調査 (先端産業技術振興センター 平成 19 年 2 月実施 インターネットモニター 回答 3,007 名)